

第3期「小樽市障害者計画」の概要

1 計画策定の趣旨

本市では、障害者基本法に基づく障がいのある人のための施策に関する基本的な計画として、平成9年度と平成18年度に「小樽市障害者計画」を策定し、「ノーマライゼーション」や「リハビリテーション」の理念の下、各種施策の推進に努めてきました。

この間、障害者福祉制度は、障がいのある人を取り巻く環境が大きく変化する中、「措置制度」から「支援費制度」、そして「障害者自立支援法」へと変遷を遂げ、平成25年4月から「障害者総合支援法」として今日に至っています。

平成18年4月から身体、知的障がいのほか、精神障がい、発達障がいも障害福祉サービスの対象となり、平成25年には難病患者なども対象となっています。

また、障がいのある人もない人も、相互に人格と個性を尊重しながら地域で生活するため、権利擁護の推進も大きな施策の柱となっています。

平成18年度に策定した「小樽市障害者計画」の期間が平成28年度までであることから、平成29年度を始期とし、今後10年の障害者施策の基本的な計画となる「小樽市障害者計画」を策定するものです。

○第1期（平成10年度～平成18年度）

～「措置制度」から「支援費制度」、「障害者自立支援法」へ～

- ・利用者がサービスを選択できる制度への転換

○第2期（平成19年度～平成28年度）

～「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」へ～

- ・身体、知的、精神、難病、発達障がい等障がい者の一元化
- ・施設から住み慣れた地域社会への移行の推進
- ・障害者虐待防止法、障害者差別解消法の施行による権利擁護の推進
- ・相談体制の充実（サービス等利用計画の作成）

○第3期（平成29年度～平成38年度）

～「障害者総合支援法」の一部改正による新たな変革～

- ・障がいのある人の望む地域生活を支援するための体制づくり
- ・障害のある人へのサービスの質の確保・向上に向けた環境整備
- ・高齢の障がい者への支援に係る介護保険との連携強化
- ・権利擁護の更なる推進
- ・障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応

2 計画の位置づけ

○根拠法令

障害者計画は、障害者基本法第11条第3項に「国の障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」と位置づけられています。

○他の計画等との関連性

これまで策定した障害者計画を基本としつつ、国の「障害者基本法」や、道の「北海道障がい者基本計画」を参考にし、「障害者総合支援法」の基本理念、「障害者総合支援法」3年後の見直しによる新たな施策等を考慮し、新たな計画として策定します。

3 計画の期間

障害者計画の期間は、平成29年度から平成38年度までの10ヵ年とし、社会情勢等の変化に柔軟に対応するため、中間年等に必要に応じて計画の見直しを行います。

4 計画の目標

障害者計画は、次の3つを目標として掲げ、各関係機関や障害者団体などとの連携を図りながら、各種施策の推進に努めます。

- 1 地域生活の支援体制の充実
- 2 自立と社会参加の促進
- 3 バリアフリー社会の実現

5 計画策定のための体制

○アンケート調査の実施

身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方等を対象として、生活の実態、障害福祉サービスの利用状況及び施策ニーズを把握し、障害福祉施策についての課題と方策のための基礎資料としてアンケート調査を実施しました。

○懇話会の設置

幅広い意見を反映させるため、学識経験者、公募市民、障がい当事者、障がい者関係団体等などで構成する「小樽市障害者計画懇話会」を設置しました。